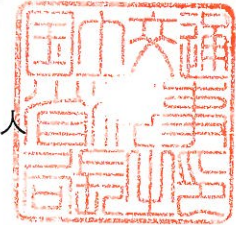




国海査第 530 号の2
平成 25 年 3 月 28 日

社団法人 日本船舶品質管理協会
会長 榎田 實 殿

国土交通省 海事局長
森 雅 人



「整備認定事業場の監督について」(昭和 51 年 8 月 9 日付け船査第 407 号)の一部改正につ
いて

標記について、別添(新旧対照表)のとおり改正いたしますので、ご連絡いたします。
なお、本通達による一部改正は、平成 25 年 4 月 1 日から適用いたします。



○船査第407号(昭和51年8月9日付)「整備認定事業場の監督について」一部改正 新旧対照表

(傍線の部分は改正部分)

改正案	現行
<p>各海運局長 殿 沖繩総合事務局長 殿</p> <p>船査第407号 昭和 51 年 8 月 9 日 <u>(一部改正)国海査第530号</u> <u>平成 25 年 3 月 28 日</u></p> <p>船泊局長</p> <p>整備認定事業場の監督について</p> <p>標記については、当該通達に基づき実施されてきているところであるが、現在では通達の内容のほとんどが船泊検査心得に規定されていること、生産実績の報告頻度を見直す必要があることなどから、全面的な見直しを行い下記により平成 25 年 4 月 1 日から実施することとしたので業務上遺漏のないよう取り計らわれたい。</p> <p>なお、管内各運輸支局長又は各海運事務所長あて、この旨周知されたい。</p>	<p>各海運局長 殿 沖繩総合事務局長 殿</p> <p>船泊局長</p> <p>整備認定事業場の監督について</p> <p>標記につき膨張式救命いかだ整備認定事業場を監督するに当り下記のとおり取扱うこととしたので、了知するとともに、今後整備認定事業場の指導上遺漏のないよう取り計らわれたい。</p>
<p>記</p> <p>船舶安全法第6条ノ3の規定により認定を受けた整備認定事業場については別紙により、整備実績を報告させ、管海官庁は実績報告の写しを検査測度課長あて6ヶ月ごと(上半期(4月～9月)及び下半期(10月～翌年3月)ごと)に送付すること。</p>	<p>記</p> <p>1. 整備認定事業場に対しては、船舶安全法第12条第1項に基づき臨検し、別紙1のチェックシートにより2ヶ月に1回程度の割合で整備管理状況の確認を行い、その結果を検査測度課長あて送付すること。 なお、これ以外にも海運局が必要と認める場合には随時臨検を行い不正整備等の行われることのないよう十分監督すること。</p> <p>2. 整備認定事業場については別紙2により、整備実績を報告させ、海運局は実績報告の写しを検査測度課長あて毎月送付すること。</p> <p>3. 整備主任者が病欠、出張等の理由により不在となつた場合、確認業務に支障のある事業場においては以下の点に留意の上整備主任者が不在の間業務を代行する整備主任者を選任するよう指導されたい。</p> <p>(1) 整備主任者代行は、社内組織上整備主任者を代行する立場にあるものとする。</p> <p>(2) 整備主任者代行の資格は、整備主任者に要求されるものに準じた取扱いとすること。</p> <p>(3) 整備主任者が出社した場合、不在の間の業務実施内容を確認する規定を「確認の方法」の中に設けること。</p> <p>(4) 検査主任者代行に関する変更事項の届出は検査主任者に要求されているものを準用すること。</p> <p>4. 現在、整備済証書には製造番号及び整備済番号を記入することにはなっていないが、当該物件が整備済であるかどうかを確認するため整備済証明書に製造番号及び整備済番号を記入させるよう指導されたい。</p>

チェックシート

チェック項目 (子エック資料)	チェックポイント	事業場名	
		物件名	調査内容
		年月日	検査官氏名
1. 整備規程	(1)整備規程の保管状況は良好であるか (2)整備規程の認可を受けた者の検印を受け整備規程の変更があった際、その差し替えを受けているか		
2. 整備に必要な設備	(1) 認定をうけた際の設備に変更はないか (2) 点検、保管、使用限度等が社内基準どおり実施され必要な精度をもって常に使用できるよう整備されているか (3)定期的に精度検査が行なわれているか (4)整備用の治具、ゲージ等の点検補正記録が確実に記録されているか		
3. 検査に必要な設備	(1)認定を受けた際の設備に変更はないか (2)保守、点検が社内基準どおり実施され必要な精度、能力が確認に維持されているか (3)外封の試験機関の検査を必要を受けているか (4)保守、点検及び検査の記録が確実に保管されているか		
4. 整備に必要な作業場の要件	(1)整備に必要な面積が確保されているか (2)温度及び湿度の調整設備、照明設備、運搬設備等に変更はないか		
5. 整備に従事している者の状況	(1)直接監督者、整備主任者の変更はないか (2)社内組織に変更はないか		
6. 確認の方法	(1)確認のため行う検査に関する基準どおりの確認が行われているか。 (2)整備主任者による確認日誌、認印等の管理が確実に行われているか (3)確認日誌の変更はないか		
7. 工程管理、作業場理、外注品管理、材料及び部品管理の状況	(1)工程の細みに焦点はないか。 (2)計画と実績の比較、解析検討が行われ、次期の計画に利用されているか (3)作業の方法、条件は社内基準どおり行われているか (4)作業には必要な治工具、計測器具専が使用されているか (5)作業の標準化、単純化を進めるための努力がなされているか(作業研究、動作研究等) (6)作業員に対する指導教育は計画どおり行われているか (7)社内基準どおり受人検査が行われているか (8)受入検査の記録が社内基準どおり整備されているか		

<p>いるか</p> <p>8. クレーム処理</p>	<p>(9)メーカーとの連絡が十分行われているか</p> <p>(10)材料及び部品の出入庫の手続き、方法、記録等が社内基準とされているか</p> <p>(11)在庫のものは良、不良、種類の違いにより区分され、在庫量が確実に把握されているか</p> <p>(12)運搬用機械の配置、能力、現状は適当か</p> <p>(1)クレームに対する処理が基準とされているか</p>		
-----------------------------	---	--	--

別紙2

年 月 分

認定物件整備実績報告書

事業場の名称	整備主任者氏名等	
物件の名称	報告年月日	年 月 日

整備規定の許可番号	種 類	台 数
		合 計

(注)

- 1 整備台数は、月当り種類別に記入のこと。
- 2 合計には、その月の合計整備台数を記入のこと。
- 3 種類は、救命いかだにあつては甲種、乙種、小型の別にそれぞれ記入すること。

年 月 分

認定物件整備実績報告書

事業場の名称	整備主任者氏名等	
物件の名称	報告年月日	昭和 年 月 日

整備規定の許可番号	種 類	台 数
		合 計

(注)

- 1 整備台数は、月当り種類別に記入のこと。
- 2 合計には、その月の合計整備台数を記入のこと。
- 3 種類は、救命いかだにあつては甲種、乙種、小型の別にそれぞれ記入すること。